相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市田沢湖刺巻字刺巻一五六番地、最後の住所愛知県名古屋市中川区上脇町一丁目八番地　上脇マンション一A号

被相続人　亡　髙橋　直志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

愛知県名古屋市中区錦三―一―三〇錦マルエムビル三階臼井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市天池東町一七四番地、最後の住所愛知県稲沢市矢合町二五八九番地

被相続人　亡　箕浦　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

愛知県名古屋市中区丸の内一―四―二九愛協ビル三階内河・雑賀・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原　富祐美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区さつきが丘一丁目二九番、最後の住所三重県南牟婁郡紀宝町鮒田二四四番地　被相続人　亡　尾地　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

三重県亀山市本町三丁目九番二号

相続財産管理人　司法書士　岡村　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡大台町神滝三六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　湊　トモ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

事務所三重県松阪市大黒田町一七九九番地

三　第三　三恵ビル一〇六号室

相続財産管理人　司法書士　和氣　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市西高木五六〇番地、最後の住所滋賀県大津市清和町八番二〇号

被相続人　亡　竹内　將明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

滋賀県大津市中央二丁目四番二八号錦ビル二階

相続財産管理人　弁護士　多久　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区幸町三丁目一番地、最後の住所京都府長岡京市八条が丘一丁目四番地

長岡天神ハイツ七棟三〇三

被相続人　亡　乾　重仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　**吉田　誠司**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡日高村九頭三三三〇番地、最後の住所高知県高岡郡日高村岩目地六六八番地一二　被相続人　亡　正岡　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

事務所高知県高岡郡佐川町甲一一四九番地一三三　相続財産管理人　田中　勇

平成三十年四月二十日

事務所三重県松阪市大黒田町一七九九番地

三　第三　三恵ビル一〇六号室

相続財産管理人　司法書士　和氣　愛子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市西高木五六〇番地、最後の住所滋賀県大津市清和町八番二〇号

被相続人　亡　竹内　將明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

滋賀県大津市中央二丁目四番二八号錦ビル二階

相続財産管理人　弁護士　多久　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市浪速区幸町三丁目一番地、最後の住所京都府長岡京市八条が丘一丁目四番地

長岡天神ハイツ七棟三〇三

被相続人　亡　乾　重仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階

相続財産管理人　弁護士　**吉田　誠司**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡日高村九頭三三三〇番地、最後の住所高知県高岡郡日高村岩目地六六八番地一二　被相続人　亡　正岡　辰雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

事務所高知県高岡郡佐川町甲一一四九番地一三三　相続財産管理人　田中　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡本山町木能津一五〇番地一、最後の住所高知県長岡郡本山町高角四五三番地六　被相続人　亡　三谷　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

事務所高知県土佐郡土佐町田井一四六〇番地五　相続財産管理人　川村　盛昭

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年4月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社メック・デザイン・インターナショナル　②東京都知事(10)40137　③代表取締役　渡邉顕彦　④東京都中央区勝どき1―13―1　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区勝どき一丁目13番1号　株式会社メック・デザイン・インターナショナル　代表取締役　渡邉顕彦

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(13)1370　③代表取締役　宮嶋誠一　④東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市南区南本町1―2―16　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　野村不動産株式会社　代表取締役　宮嶋誠一

①三井物産株式会社　②国土交通大臣(15)391　③代表取締役　安永竜夫　④東京都千代田区丸の内一丁目1番3号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内一丁目1番3号　三井物産株式会社　代表取締役　安永竜夫

①株式会社東洋商会　②愛知県知事(1)22552　③代表取締役　笠原宏司　④愛知県豊橋市東郷町60番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市東郷町60番地　株式会社東洋商会　代表取締役　笠原宏司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和泉二丁目四四四番地、最後の住所沖縄県中頭郡西原町字棚原二六番地（コーポ二六番二〇五号）

被相続人　亡　川平　昌直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

沖縄県那覇市前島二丁目九番一三号大城物産ビル二階

相続財産管理人　弁護士　武田　昌則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡本山町木能津一五〇番地一、最後の住所高知県長岡郡本山町高角四五三番地六　被相続人　亡　三谷　力

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十日

事務所高知県土佐郡土佐町田井一四六〇番地五　相続財産管理人　川村　盛昭

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年4月20日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社メック・デザイン・インターナショナル　②東京都知事(10)40137　③代表取締役　渡邉顕彦　④東京都中央区勝どき1―13―1　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区勝どき一丁目13番1号　株式会社メック・デザイン・インターナショナル　代表取締役　渡邉顕彦

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(13)1370　③代表取締役　宮嶋誠一　④東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　廃止した従たる事務所　埼玉県さいたま市南区南本町1―2―16　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　野村不動産株式会社　代表取締役　宮嶋誠一

①三井物産株式会社　②国土交通大臣(15)391　③代表取締役　安永竜夫　④東京都千代田区丸の内一丁目1番3号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内一丁目1番3号　三井物産株式会社　代表取締役　安永竜夫

①株式会社東洋商会　②愛知県知事(1)22552　③代表取締役　笠原宏司　④愛知県豊橋市東郷町60番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県豊橋市東郷町60番地　株式会社東洋商会　代表取締役　笠原宏司